

肝がん・重度肝硬変医療費助成を申請される方へ

健康保険証・限度額適用認定証 の取扱いについて

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日以降、健康保険証に替えて、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みとなりました。これに伴い、肝がん・重度肝硬変医療費助成（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）の申請に必要な健康保険証及び限度額適用認定証※の取扱いについてご案内します。

（※）以下、限度額適用・標準負担額減額認定証を含みます。

以下の書類のいずれかをご提出ください。

① マイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷したもの

➡ 限度額適用認定証の写しの提出は不要です

※「資格情報画面」の印刷にあたっては、保健医療局ホームページに記載されている「資格情報画面の印刷方法の例」をご参照ください。なお、下記の必須項目が記載されているか確認のうえ、ご提出ください。

保健医療局ホームページ（健康保険証の新規発行終了に関する指定難病等の医療費助成各種手続について）

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/porta/seido/hokensyo>



② 資格確認書の写し

マイナ保険証をお持ちでない方または後期高齢者医療制度にご加入の方を対象に、加入している医療保険から交付されているもの。

➡ 資格確認書に高額療養費の適用区分が記載されている場合を除き、限度額適用認定証の写しの提出が必要です

- ※ 資格確認書に適用区分が記載されている場合は、限度額適用認定証の提出は不要です。
- ※ 保険者によっては、限度額適用認定証の発行を廃止している場合があります。その場合には、適用区分が記載された資格確認書を発行できるか加入されている保険者にご確認ください。

【注意事項】

・①又は②を提出する際は、以下の項目が表示されていることをご確認ください。

◆必須項目◆

- 記号・番号・枝番 氏名 生年月日 性別 資格取得年月日
- 負担割合 適用区分 本人・家族の別 保険者等番号 保険者名
- 被保険者氏名（世帯主氏名）

【お問い合わせ先】東京都 保健医療局 保健政策部 疾病対策課

○制度について
疾病対策推進担当 電話：03-5320-4476

○申請について
難病認定担当 電話：03-5320-4472

東京都 肝がん 助成

🔍 検索

